

# 香川県報



外 号  
平成 15 年

9月24日(水曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 公 告

香川県都市計画公聴会の開催（七件）

（都市計画課）

## 公 告

香川県公告第五百六十三号

香川県都市計画公聴会規則（昭和四十五年香川県規則第二十一号）第二条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成十五年九月二十四日

香川県知事 真 鶴 武 記

### 一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成十五年十月二十五日（土曜日） 午後一時半から	高松市片原町一ー一 高松市生涯学習センター

### 二 意見を聞いとする都市計画の案の概要

別記のとおり

### 三 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年九月二十四日（水曜日）から同年十月八日（水曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課、高松市都市開発部都市計画課、三木町建設課、牟礼町企画計画課、香川町企画課、香南町総務企画課、綾南町企画課及び国分寺町建設企画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ

### 提出するじょう

#### 四 開催の中止

三に掲げる公述の申出がなかった場合は、一に掲げる公聴会の開催は中止する。

### 別 記

高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案の概要

#### § 1 都市計画の目標

##### 1. 都市づくりの基本理念

『県都・高松を中心とした質の高い都市機能を享受できる圏域の形成を目指す』  
・「香川県新世紀基本構想」の理念に基づき、活力あふれる地域社会の創造を目指す。

・県都高松を中心とする圏域構造の充実・強化を目指し、サンポート高松等の拠点の育成を図る。また、栗林公園や屋島など地域の歴史的・自然的要素に配慮しつつ、郊外部においては田園的な環境を備えた地区の整備を誘導する。

・これらの都市像を実現するために、拠点的な役割を担う地区を位置づけるとともに、地域ごとの市街地像を明確にして、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた秩序ある都市圏の形成を誘導する。

##### 2. 地域ごとの市街地像

・高松市中心市街地 中枢管理・業務機能を担う中核として、拠点性の維持、発展を図り、居住機能を含む各種都市機能の高度化を進める。

・産業・研究開発拠点地区 香川インテリジェントパークや高松東フックトリーパーク等を、産業活動をリードする拠点として育成・強化を図る。

・既成市街地 各町の役場周辺や鉄道駅、幹線道路沿道などでは、生活サービス機能の充実を図り、田園環境と調和した市街地の形成を目指す。

#### § 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

・当区域においては、区域区分を行わない。

（理由）

・平野部に広く分散して居住する香川県特有の住まい方がなされていて、本来、区域区分の考え方が馴染みにくいと考えられる。

<p>・今後、人口が減少傾向となることが予想され、土地利用に影響を与える大規模プロジェクトも予定されておらず、市街地拡大の圧力が低いと見込まれる。</p> <p>・今後、一体の都市圏としてパラソフスのとれた都市構造を目指すために、新たな土地利用コントロール方策を導入する。</p> <p>§ 3 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 主要用途の配置の方針</p> <p>(1) 商業・業務地 高松市の中心市街地では商業・業務機能の高度化を図る。郊外部においても、一定の商業地の形成を誘導する。</p> <p>(2) 工業地 主要工業地は臨海部に配置することを基本とし、内陸部においても、四国横断自動車道や高松空港の利便性を活かした産業機能の立地を誘導する。</p> <p>(3) 住宅地 拠点地区、幹線道路や鉄道駅の周辺において住宅市街地の形成を図り、郊外部では、ゆとりをもった田園的な住宅環境の保全に努める。</p> <p>2) 土地利用の方針</p> <p>・中心市街地では、土地の高度利用を図り活性化を図る。</p> <p>・既成市街地や旧市街地では、街並み形成など歴史的な要素にも配慮しながら、地区の住環境の改善を促進する。</p> <p>・農業的な投資が行われた地区や農用地区域に指定されている農地については、将来にわたって維持・保全を図っていくことを基本とする。</p> <p>・港湾施設は、産業・物流拠点としての展望を踏まえつつ整備を進め、海とのふれあいを深めることのできる親水空間の形成に努める。</p> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 交通施設</p> <p>・近年の社会・経済活動の広域化による交通需要の拡大や、県民生活の多様化に伴うレクリエーション需要の増加等に対応する交通体系の整備を進める。</p> <p>・高齢化の進行に伴う交通弱者への対応や市街地における交通渋滞の解消に</p>	<p>努める。</p> <p>2) 下水道及び河川</p> <p>・下水道は、「香川県全域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進する。</p> <p>・河川は、水害から県土を保全するため、計画的に河川改修などを推進し、流下能力の向上や護岸の強化などを図る。</p> <p>3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>・四国及び瀬戸内交流圏の中核拠点にふさわしい都市機能やにぎわいのあるまちづくりを進め、その実現に向けて都市基盤施設の再整備や土地の高度利用が必要となる地区においては土地区画整理事業や市街地再開発事業等の促進を図る。</p> <p>4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>・市街地において都市公園や緑地の整備を進めるとともに、ため池や河川などの水辺についても緑化を推進する。</p> <p>・緑地の系統別の配置方針を次のように設定する。</p> <p>(1) 環境保全系統 都市の骨格を形成する緑地として、香東川などの河川を位置づける。</p> <p>(2) レクリエーション系統 日常的な活動の場となる住区基幹公園を適正に配置し、広域的なレクリエーション需要に対応する都市基幹公園の整備を促進する。</p> <p>(3) 防災系統 都市公園や都市緑地を避難場所に位置づけ、また、山地の樹林地を保全し自然災害の防止を図る。</p> <p>(4) 景観構成系統 市街地に近接する緑地は、景観のシンボルとして緑の景観機能が特に強いことから、積極的に保全する。</p> <p>・風致地区を適正に指定し、緑地の保全を図る。</p> <p>高松広域都市計画風致地区の変更要素の概要 香川中央都市計画高松風致地区を高松広域都市計画高松風致地区に変更し、香川中央都市計画芝山風致地区を廃止する。</p>
--	---

名 称	面 積	備 考
高松風致地区	約230ha	高松市 約230ha（変更）

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び高松市都市開発部都市計画課において公表申出の期限まで閲覧に供する。

香川県公告第五百六十四号

香川県都市計画公聴会規則（昭和四十五年香川県規則第二十一号）第二条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成十五年九月二十四日

香川県知事 眞 藤 恒 雄

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成十五年十月二十六日（日曜日） 午後一時半から	丸亀市大手町二 四 二 丸亀市民会館

二 意見を聞くところとする都市計画の案の概観

別記のとおり

三 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年九月二十四日（水曜日）から同年十月八日（水曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の提出並びに申所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課、丸亀市建設総務部都市計画課、善通寺市建設総務部都市計画課、綾歌町建設課、坂口町建設課、宇多野町建設総務課、美濃町建設課、琴平町企画課及び美濃町建設と水道課に提出し置く。）に提出し、香川県土木部都市計画課へ提出する。

四 開催の中止

三に掲げる公述の申出がなかった場合は、一に掲げる公聴会の開催は中止とする。

中畿広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案の概要

§ 1 都市計画の目標

1. 都市づくりの基本理念  
『多様な都市機能や歴史を受け継ぐ貴重な環境資源を活かし、互いに連携した香川らしい都市圏の形成を目指す』  
・「香川県新世紀基本構想」の理念に基づき、活力あふれる地域社会の創造を目指す。

・丸亀、善通寺両市の中心市街地を核としつつ、金刀比羅宮や丸亀城、総本山善通寺など数多く分布する歴史的資源を活かし、それらが連携した圏域構造を形成し、より多くの人が生活し、活路に往来する地域を目指す。  
・都市の将来像を実現するために、拠点的な役割を担う地区を位置づけ、地域ごとの市街地像を明確にして、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた都市の形成を誘導する。

2. 地域ごとの市街地像

・中心市街地 商業・業務機能が集積する利便性を活かし、職住近接や生活・文化機能の充実を図る。都市景観にも配慮し、安全で快適なまちづくりを行う。  
・既成市街地 各町の役場周辺や鉄道駅、幹線道路沿道などでは、生活サービス機能の充実を図り、田圃環境と調和した市街地の形成を目指す。

§ 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

・当区域においては、区域区分を行わない。  
(理由)

・平野部に広く分散して居住する香川県特有の住まい方がなされていて、本来、区域区分の考え方が馴染みにくいと考えられる。  
・今後、人口が減少傾向となることが予想され、土地利用に影響を与える大規模プロジェクトも予定されておらず、市街地拡大の圧力が低いと見込まれる。  
・今後、一体の都市圏としてパランスのとれた都市構造を目指すために、新たな土地利用コントロール方策を導入する。

§ 3 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針  
1) 主要用途の配置の方針

(1) 商業・業務地 丸亀市、普通寺市、宇多津町の中心市街地では商業・業務機能の高度化を図る。郊外部においても、一定の商業地の形成を誘導する。

(2) 工業地 瀬戸大橋や港湾施設の利点を活かした主要工業地は、引き続き臨海部に配置し、インターチェンジ周辺においても新たな流通施設などの立地を図る。

(3) 住宅地 拠点地区、幹線道路や鉄道駅の周辺において住宅市街地の形成を図り、郊外部では、ゆとりをもった田園的な住宅環境の保全に努める。

2) 土地利用の方針

- ・ 中心市街地では、土地の高度利用を図り活性化を図る。
- ・ 既成市街地や旧市街地では、街並み形成など歴史的な要素にも配慮しながら、地区の住環境の改善を促進する。
- ・ 農業的な投資が行われた地区や農用地区域に指定されている農地については、将来にわたって維持・保全を図っていくことを基本とする。
- ・ 港湾施設は、産業・物流拠点としての展望を踏まえつつ整備を進め、海とのふれあいを深めることのできる親水空間の形成に努める。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設

- ・ 近年の社会・経済活動の広域化による交通需要の拡大や、県民生活の多様化に伴うレクリエーション需要の増加等に対応する交通体系の整備を進める。
- ・ 高齢化の進行に伴う交通弱者への対応や市街地における交通渋滞の解消に努める。

2) 下水道及び河川

- ・ 下水道は、「香川県全域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進する。
- ・ 河川は、水害から県土を保全するため、計画的に河川改修などを推進し、流下能力の向上や護岸の強化などを図る。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・ 四国の中枢拠点にふさわしい都市機能やにぎわいを有したまちづくりを行うことを目指し、その実現に向けて都市基盤施設の再整備や土地の高度利用が必要となる地区においては土地区画整理事業や市街地再開発事業等の促進を図る。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・ 市街地において都市公園や緑地の整備を進めるとともに、ため池や河川などの水辺についても緑化を推進する。
- ・ 緑地の系統別の配置方針を次のように設定する。
  - (1) 環境保全系統 都市の骨格を形成する緑地として、土器川などの河川を位置づける。
  - (2) レクリエーション系統 日常的な活動の場となる住区基幹公園を適正に配置し、国営讃岐まんのう公園など広域的な需要に対応する公園・緑地の整備を進める。
  - (3) 防災系統 都市公園や都市緑地を避難場所に位置づけ、また、山地の樹林地を保全し自然災害の防止を図る。
  - (4) 景観構成系統 市街地に近接する緑地は、景観のシンボルとして緑の景観機能が特に強いことから、積極的に保全する。
- ・ 風致地区を適正に指定し、緑地の保全を図る。

中讃広域都市計画風致地区の変更案の概要

香川中央都市計画聖通寺山風致地区を中讃広域都市計画聖通寺山風致地区に変更し、都市計画青ノ山風致地区ほか1地区を次のように決定する。

名 称	面 積	備 考
聖通寺山風致地区	約33ha	宇多津町 約33ha(変更)
青ノ山風致地区	約136ha	丸亀市 約50ha(新規) 宇多津町 約86ha(新規)
角山風致地区	約14ha	宇多津町 約14ha(新規)

なお、参考図は、聖通寺山風致地区、青ノ山風致地区(宇多津町)及び角山風致地区に

については香川県土木部都市計画課及び宇多津町建設経済課において、青ノ山園致地区（丸亀市）については香川県土木部都市計画課及び丸亀市建設経済部都市計画課において公述申出の期限まで閲覧に供する。

香川県公告第五百六十五号

香川県都市計画公聴会規則（昭和四十五年香川県規則第二十一号）第二条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成十五年九月二十四日

香川県知事 眞 藤 恒 規

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成十五年十月二十七日（日曜日）午後一時半から	丸亀市松原五三三八五 八 丸亀市役所

二 意見を聞くための県庁計画課の案内

別記のとおり

三 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年九月二十四日（水曜日）から同年十月八日（水曜日）および（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の趣意を以下の所（以下、年輪及び継業を公述申出欄（香川県土木路線市街画課及び丸亀市建設経済課市街画課と称す。）に記載し、縦三センチメートル幅の紙に記入する。）に提出する。

四 照会の申出

三以上掲げる公述の申出がなされた場合は、三以上掲げる公述会の開催を中止する。

附 記

さぬき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案の概要

§ 1 都市計画の目標

1. 都市づくりの基本理念

『ネットワーク型の都市構造による、職住が近接した緑住タウンの形成を目指す』  
 ・「香川県新世紀基本構想」の理念に基づき、活力あふれる地域社会の創造を目指す

す。

・広域交通網の充実や、高いポテンシャルを有する産業基盤の立地などの地域特性を活かすとともに、市域としての一体化を図るために地域間ネットワークの機能を強化する。

・都市の将来像を実現するために、拠点的な役割を担う地区を位置づけ、地域ごとの市街地像を明確にして、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた都市の形成を誘導する。

2. 地域ごとの市街地像

・志度駅周辺地区 市内随一の集積度を誇る志度駅周辺は、山林や水辺空間にも近接する魅力ある市街地として、商業・業務拠点に位置づける。

・長尾街道・バイパス沿道地区 食品加工団地や高松東フレクトリーパーク、農業基盤を活かした工業振興・農業振興の拠点づくりを進める。また、沿道型施設立地への対応について、その動向を見ながら土地利用の方向性を定めていく。

・津田駅周辺地区 津田の松原の自然的観光資源や近接するインターチェンジを活用し広域交流拠点として整備を図る。

§ 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

・当区域においては、区域区分を行わない。（理由）

・従来から当区域では区域区分が行われておらず、圏域人口は既に減少傾向を示しているほか土地利用に大きな影響を与える大規模プロジェクト等も予定されていないことから、新規の開発圧力は大きくないと予想され、区域区分の必要性は認められない。

§ 3 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

(1) 商業・業務地 既に一定以上の集積が進んでいる旧各町の役場周辺へ誘導を図るものとするが、市としての一体性を確保するための機能の統合に ついても考慮していく。

(2) 工業地 臨海部やインターチェンジ周辺の工業団地を、引き続き位置づける。

(3) 住宅地 商業・業務地の周辺を住宅地に位置づけ、自然環境との調和にも配慮する。

2) 土地利用の方針

- ・自然環境と調和した住宅地景観の形成に向け、白地地域における容積率・建ぺい率の適正化により一定の形態制限を設ける。
- ・農業的な投資が行われた地区や農用地区域に指定されている農地については、将来にわたって維持・保全を図っていくことを基本とする。
- ・港湾施設は、産業・物流拠点としての展望を踏まえつつ整備を進め、海とのふれあいを深めることのできる親水空間の形成に努める。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設

- ・近年の社会・経済活動の広域化による交通需要の拡大や、県民生活の多様化に伴うレクリエーション需要の増加等に対応する交通体系の整備を進める。
- ・高齢化の進行に伴う交通弱者への対応や市街地における交通渋滞の解消に努める。

2) 下水道及び河川

- ・下水道は、「香川県全域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進する。
- ・河川は、水害から県土を保全するため、計画的に河川改修などを推進し、流下能力の向上や護岸の強化などを図る。

3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・市街地において都市公園や緑地の整備を進めるとともに、ため池や河川などの水辺についても緑化を推進する。
- ・緑地の系統別の配置方針を次のように設定する。

(1) 環境保全系統 都市の骨格を形成する緑地として、鴨部川などの河川を

位置づける。

(2) レクリエーション系統 日常的な活動の場となる住区基幹公園を適切に配置し、都市基幹公園についても整備・拡充を進める。

(3) 防災系統 都市公園や都市緑地を避難場所に位置づけ、また、山地の樹林地を保全し自然災害の防止を図る。

(4) 景観構成系統 市街地に面する山地は、景観のシンボルとして緑の景観機能が特に強いことから、積極的に保全する。

香川県公告第五百六十六号  
香川県緑地計画公聴会規程(昭和四十五年香川県規則第二十一号)第二条の規定による次のとおり香川県緑地計画公聴会を開催する。

平成十五年九月二十四日 香川県知事 眞 鍋 裕 隆

一 開催の日程及び場所

日 時	場 所
平成十五年十月二十八日(火曜日) 午後一時半から	坂出市本町一丁目 坂出市民ふれあい会館

二 意見を聞くに当たっては、都市計画の案の概要  
原案のとおり

三 公衆の申出の方法及び期限  
公聴会に出席し、意見を述べようとする者は、平成十五年九月二十四日(水曜日)から同年十月八日(水曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く)に、意見の提出及び住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書(香川県土木部都市計画課及び坂出市都市建設部緑地計画課に提出すべし)に添付し、香川県土木部緑地計画課へ提出するものとする。

四 開催の中止  
三に開かれた公衆の申出がなかった場合には、一に開かれた公聴会の開催は中止とする。

坂出都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案の概要

<p>§ 1 都市計画の目標</p> <p>1. 都市づくりの基本理念</p> <p>『四国の玄関口にふさわしい都市機能と環境資源を備えた交流拠点都市の形成を目指す』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「香川県新世紀基本構想」の理念に基づき、四国及び環瀬戸内交流圏の中核拠点にふさわしい都市機能やにぎわいのあるまちづくりを進める。</li> <li>・四国の玄関口として重要な役割を担う瀬戸大橋や坂出港の利便性を活かしながら、多様な都市機能が複合的に立地する都市の形成を目指す。</li> <li>・これらの都市像を実現するために、拠点的な役割を担う地区を位置づけるとともに、地域ごとの市街地像を明確にして、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた秩序ある都市圏の形成を誘導する。</li> </ul> <p>2. 地域ごとの市街地像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地 坂出市の中心市街地は、交通便利性ととともに自然的魅力も兼ね備えた地区として、にぎわいづくりを進め居住人口の増加を図る。</li> <li>・臨海部の工業地区 県内随一の工業機能の集積を活かすとともに、瀬戸内海に気軽に近づける空間として整備を図る。</li> <li>・インターチェンジ周辺地区 高速道路や主要幹線道路を骨格とした市街地の形成を図り、流通拠点としての機能の充実を図る。</li> </ul> <p>§ 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当区域においては、区域区分を行わない。</li> </ul> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平野部に広く分散して居住する香川県特有の住まい方がなされており、本来、区域区分の考え方が馴染みにくいと考えられる。</li> <li>・既に人口の減少傾向が進んでいることに加え、土地利用に影響を与える大規模プロジェクトも予定されておらず、市街地拡大の圧力が低いと見込まれる。</li> </ul> <p>・今後、一体の都市圏としてバランスのとれた都市構造を目指すために、新たな土地利用コントロール方を導入する。</p> <p>§ 3 主要な都市計画の決定の方針</p>	<p>1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 主要用途の配置の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 商業・業務地 主に中心市街地において立地を図る。</li> <li>(2) 工業地 瀬戸大橋や港湾施設の利点を活かし、引き続き番の州地区などの臨海部で維持発展を図る。</li> <li>(3) 住宅地 中心市街地において高度利用を図る一方、郊外部では、農地や山林との調和を図りながらゆとりある環境を有する田園居住地域として整備を図る。</li> </ol> <p>2) 土地利用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地では、土地の高度利用を図り活性化を図る。</li> <li>・既成市街地や旧市街地では、地区の住環境の改善を促進し、ゆとりと安全性を高める。</li> <li>・農業的な投資が行われた地区や農用地区域に指定されている農地については、将来にわたって維持・保全を図っていくことを基本とする。</li> <li>・港湾施設は、産業・物流拠点としての展望を踏まえつつ整備を進め、海とのふれあいを深めることのできる親水空間の形成に努める。</li> </ul> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 交通施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の社会・経済活動の広域化による交通需要の拡大や、県民生活の多様化に伴うレクリエーション需要の増加等に対応する交通体系の整備を進める。</li> <li>・高齢化の進行に伴う交通弱者への対応や市街地における交通渋滞の解消に努める。</li> </ul> <p>2) 下水道及び河川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道は、「香川県全域域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進する。</li> <li>・河川は、水害から県土を保全するため、計画的に河川改修などを推進し、流下能力の向上や護岸の強化などを図る。</li> </ul>
---	---

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

・ JR坂出駅を中心に多様な都市機能が集積する地区の形成と、これを取り囲む角山等の環境特性を活かした市街地として整備を行う。その実現に向けて、都市基盤施設の再整備や土地の高度利用が必要となる地区においては土地区画整理事業や市街地再開発事業等の促進を図る。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

・ 市街地において都市公園や緑地の整備を進めるとともに、ため池や河川などの水辺についても緑化を推進する。

・ 緑地の系統別の配置方針を次のように設定する。

- (1) 環境保全系統 都市の骨格を形成する緑地として、綾川などの河川を位置づける。
  - (2) レクリエーション系統 日常的な活動の場となる住区基幹公園を適正に配置し、広域的なレクリエーション需要に対応する都市基幹公園の整備を促進する。
  - (3) 防災系統 都市公園や都市緑地を避難場所に位置づけ、また、山地の樹林地を保全し自然災害の防止を図る。
  - (4) 景観構成系統 市街地に近接する緑地は、景観のシンボルとして緑の景観機能が特に強いことから、積極的に保全する。
- ・ 風致地区を適正に指定し、緑地の保全を図る。

坂出都市計画風致地区の素案の概要  
都市計画角山風致地区ほか3地区を次のように決定する。

名 称	面 積	備 考
角山風致地区	約 29ha	新規
笠山風致地区	約 15ha	新規
金山風致地区	約 112ha	新規
常山風致地区	約 78ha	新規

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び坂出市都市建設部都市計画課において公述申出の期限まで閲覧に供する。

香川中央都市計画道路の変更素案の概要  
都市計画道路中3・3・308号府中川津線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置		区 域	構 造			備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点		主 な 経 過 地	構造形式	車線の数	
幹線街路	3・3・308	府中川津線	坂出市府中町字前谷上	坂出市川津町字下川津	坂出市加茂町、西庄町、福江町	約 11,320 m	地表式	4車線 24m	3・4・312 坂出府中線との立体交差部に連絡路1箇所

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び坂出市都市建設部都市計画課において公述申出の期限まで閲覧に供する。

香川三県公路第六十七号  
香川三県陸中計画公議各規則(昭和四十五年香川三県規則第二十一号)第二条の規定により次のもより香川三県陸中計画公議各規則を整理し、

平成十一年六月十四日

香川三県公路 真 塚 尚 記

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成十五年十月二十九日(水曜日) 午後一時半から	東かがわ市漢一八一〇 一 東かがわ市中央公民館

二 委員を置くこととなる陸中計画の案の概略

原案の名称

三 公衆の申出の方法及び期限

公議会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年九月二十四日(水曜日)から同年十月八日(水曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)に、意見の提出並びに住



所「市域及び圏域を公営田圃（第三十次路線在留園地及び種かながら市域農路  
機路園地等）に留置し、第三十次路線在留園地を興すべし。」

#### 四 整理の旨

川口駅を公営の田圃を以て、市域を以て、川口駅を公営の整理の旨とする。

#### 五 見

東かがわ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案の概要

#### § 1 都市計画の目標

##### 1. 都市づくりの基本理念

- 『徳島・関西からの玄関口として、まちの個性と物産・交流機能の再生を目指す』
- 「香川県新世紀基本構想」の理念に基づき、活力あふれる地域社会の創造を目指す。

- 徳島県や関西方面への東の玄関口として主要幹線道路が横断する地理的条件を活かし、伝統のある地場産業や自然資源を活用した物産・交流面でも広くアピールする東讃の拠点として機能強化を図る。

- 都市の将来像を実現するために、拠点的な役割を担う地区を位置づけ、地域ごとの市街地像を明確にして、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた都市の形成を誘導する。

##### 2. 地域ごとの市街地像

- 既成市街地 三本松、白鳥、引田の各駅を中心に国道11号の沿道も含めた市街地は、都市機能の更新や防災性能の向上により、安全で快適な市街地環境の整備を図る。また、基盤整備に合わせた土地利用の整序を図り、適切な機能の再配置を進める。

- インターチェンジ周辺地区 高速道路や主要幹線道路の整備の進捗に伴い、土地利用が変動する可能性もあることから、その動向を見ながら適切な土地利用の方向性を定めていく。

#### § 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

- 当区域においては、区域区分を行わない。  
(理由)

・従来から当区域では区域区分が行われておらず、圏域人口は既に減少傾向を示しているほか土地利用に大きな影響を与える大規模プロジェクト等も予定されていないことから、新規の開発圧力は大きくないと予想され、区域区分の必要性は認められない。

#### § 3 主要な都市計画の決定の方針

##### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 1) 主要用途の配置の方針

- (1) 商業・業務地 既成市街地や国道11号バイパスの沿道となる地区に商業・業務機能の誘導を図る。
- (2) 工業地 大内工業団地等の工業地へ、引き続き集積を誘導する。
- (3) 住宅地 商業・業務地の周辺を住宅地に位置づける。

##### 2) 土地利用の方針

- ・自然環境と調和した住宅地景観の形成に向け、白地地域における容積率・建ぺい率の適正化により一定の形態制限を設ける。
- ・農業的な投資が行われた地区や農用地区域に指定されている農地については、将来にわたって維持・保全を図っていくことを基本とする。
- ・港湾施設は、産業・物流拠点としての展望を踏まえつつ整備を進め、海とのふれあいを深めることのできる親水空間の形成に努める。

##### 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 1) 交通施設

- ・近年の社会・経済活動の広域化による交通需要の拡大や、県民生活の多様化に伴うレクリエーション需要の増加等に対応する交通体系の整備を進める。
- ・高齢化の進行に伴う交通弱者への対応や市街地における交通渋滞の解消に努める。

##### 2) 下水道及び河川

- ・下水道は、「香川県全域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進する。



<p>いるほか土地利用に大きな影響を与える大規模プロジェクト等も予定されていないことから、新規の開発圧力は大きくないと予想され、区域区分の必要性は認められない。</p> <p>§ 3 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 主要用途の配置の方針</p> <p>(1) 商業・業務地 観音寺駅周辺の商店街を商業地に位置づけ、国道11号や県道黒瀬本大線等の沿線について近隣商業地域に位置づける。</p> <p>(2) 工業地 山田産業団地や観音寺港周辺について工業や物流の拠点に位置づける。</p> <p>(3) 住宅地 商業地の周辺を一般住宅地に位置づける。</p> <p>2) 土地利用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境と調和した住宅地景観の形成に向け、白地地域における容積率・建ぺい率の適正化により一定の形態制限を設ける。</li> <li>・農業的な投資が行われた地区や農用地区域に指定されている農地については、将来にわたって維持・保全を図っていくことを基本とする。</li> <li>・港湾施設は、産業・物流拠点としての展望を踏まえつつ整備を進め、海とのふれあいを深めることのできる親水空間の形成に努める。</li> </ul> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 交通施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の社会・経済活動の区域化による交通需要の拡大や、県民生活の多様化に伴うレクリエーション需要の増加等に対応する交通体系の整備を進める。</li> <li>・高齢化の進行に伴う交通弱者への対応や市街地における交通渋滞の解消に努める。</li> </ul> <p>2) 下水道及び河川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道は、「香川県全県域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川は、水害から県土を保全するため、計画的に河川改修などを推進し、流下能力の向上や護岸の強化などを図る。</li> </ul> <p>3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地において都市公園や緑地の整備を進めるとともに、ため池や河川などの水辺についても緑化を推進する。</li> <li>・緑地の系統別の配置方針を次のように設定する。</li> </ul> <p>(1) 環境保全系統 都市の骨格を形成する緑地として、財田川などの河川を位置づける。</p> <p>(2) レクリエーション系統 日常的な活動の場となる住区基幹公園を適切に配置し、都市基幹公園についても整備・拡充を進める。</p> <p>(3) 防災系統 都市公園や都市緑地を避難場所に位置づけ、また、山地の樹林地を保全し自然災害の防止を図る。</p> <p>(4) 景観構成系統 市街地に近接する緑地は景観のシンボルとして緑の景観機能が特に強いことから、積極的に保全する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・琴弾風致地区については引き続き保全を図る。</li> </ul> <p>豊中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案の概要</p> <p>§ 1 都市計画の目標</p> <p>1. 都市づくりの基本理念</p> <p>『三豊の中心地として、住み良い・暮らしよいまちの形成を目指す』</p> <p>・「香川県新世紀基本構想」の理念に基づき、活力あふれる地域社会の創造を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本四3架構時代を迎え、香川県の西の玄関口となる三豊圏域において、広域的なつながりを意識した快適で魅力のある都市の形成を図る。</li> <li>・都市の将来像を実現するために、拠点的な役割を担う地区を位置づけ、地域ごとの市街地像を明確にして、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた都市の形成を誘導する。</li> </ul> <p>2. 地域ごとの市街地像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊中地区 町役場を中心に公共施設が集中し、本山駅や国道11号にも近いことか</li> </ul>
---	--

<p>ら、大規模工場跡地を活用しながらシンボルゾーンとして整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さぬき豊中インターチェンジ周辺地区 陣山工業団地などにおいて施設立地がみられるが、広域アクセシビリティを活かし、流通の拠点としてよりふさわしい土地利用を検討する。</li> <li>・比地大駅周辺地区 比地大駅近隣の田圃住宅地であるほか、大型店舗の出店などもみられるため、近隣のサービスマンとしての活用も図る。</li> </ul> <p>§ 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当区域においては、区域区分を行わない。</li> </ul> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来から当区域では区域区分が行われておらず、圏域人口は既に減少傾向を示しているほか土地利用に大きな影響を与える大規模プロジェクト等も予定されていないことから、新規の開発圧力は大きくないと予想され、区域区分の必要性は認められない。</li> </ul> <p>§ 3 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 主要用途の配置の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 商業・業務地 業務機能は町役場を中核としつつ、国道11号沿道の大規模工場跡地から本山駅周辺に至る県道沿道を位置づける。</li> <li>(2) 工業地 陣山工業団地を中心に工業系用途の集積を図り、既存市街地などにおける用途の混在を解消していく。</li> <li>(3) 住宅地 町役場周辺や比地大駅周辺を住宅市街地として位置づける。</li> </ol> <p>2) 土地利用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境と調和した住宅地景観の形成に向け、白地地域における容積率・建ぺい率の適正化により一定の形態制限を設ける。</li> <li>・農業的な投資が行われた地区や農用地区域に指定されている農地については、将来にわたって維持・保全を図っていくことを基本とする。</li> </ul> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 交通施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の社会・経済活動の広域化による交通需要の拡大や、県民生活の多様化に伴うレクリエーション需要の増加等に対応する交通体系の整備を進める。</li> <li>・高齢化の進行に伴う交通弱者への対応や市街地における交通渋滞の解消に努める。</li> </ul> <p>2) 下水道及び河川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道は、「香川県全域域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進する。</li> <li>・河川は、水害から県土を保全するため、計画的に河川改修などを推進し、流下能力の向上や護岸の強化などを図る。</li> </ul> <p>3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地において都市公園や緑地の整備を進めるとともに、ため池や河川などの水辺についても緑化を推進する。</li> <li>・緑地の系統別の配置方針を次のように設定する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境保全システム 都市の骨格を形成する緑地として、牟川などの河川を位置づける。</li> <li>(2) レクリエーションシステム 日常的な活動の場となる住区基幹公園を適正に配置し、維持していく。</li> <li>(3) 防災システム 都市公園や都市緑地を避難場所に位置づけ、また、山地の樹林地を保全し自然災害の防止を図る。</li> <li>(4) 景観構成システム 市街地に面する山地は、景観のシンボルとして緑の景観機能が特に強いことから、積極的に保全する。</li> </ol> <p>§ 1 都市計画の目標</p> <p>1. 都市づくりの基本理念</p> <p>『歴史と風土を活かした個性の創出による定住のまちづくり』</p> <p>・「香川県新世紀基本構想」の理念に基づき、活力あふれる地域社会の創造を目指す。</p>
---	--

<p>・本四3架構時代を迎え、香川県西の玄関口となる三豊圏域において、広域的なつながりを意識した快適で魅力のある都市の形成を図る。</p> <p>・都市の将来像を実現するために、拠点的な役割を担う地区を位置づけ、地域ごとの市街地像を明確にして、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた都市の形成を誘導する。</p> <p>2. 地域ごとの市街地像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詫間町役場周辺地区 役場をはじめとする公共施設や集客施設が集中しており、臨海部の特徴を活かしたシンボルゾーンとしての機能強化を図る。</li> <li>・JR詫間駅周辺地区 町の表玄関にふさわしい活気のある拠点の形成を目指して、商業・観光サービス機能を中心とした施設の立地を誘導していく。</li> <li>・須田港周辺地区 詫間港を望むパノラマを活かし、集客施設を柱とした観光拠点としてのまちづくりを進める。</li> </ul> <p>§ 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当区域においては、区域区分を行わない。</li> </ul> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来から当区域では区域区分が行われておらず、圏域人口は既に減少傾向を示しているほか土地利用に大きな影響を与える大規模プロジェクト等も予定されていないことから、新規の開発圧力は大きくないと予想され、区域区分の必要性は認められない。</li> </ul> <p>§ 3 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 主要用途の配置の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 商業・業務地 主に町役場周辺や詫間駅周辺に業務機能を、また、駅前や須田港周辺には広域的商業施設の立地を誘導していく。</li> <li>(2) 工業地 臨海工業団地地区を工業地として位置づける。</li> <li>(3) 住宅地 主に農地を除く平坦地を利便性の高い住宅地として位置づける。</li> </ol> <p>2) 土地利用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境と調和した住宅地景観の形成に向け、白地地域における容積率・</li> </ul>	<p>建ぺい率の適正化により一定の形態制限を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業的な投資が行われた地区や農用地区域に指定されている農地については、将来にわたって維持・保全を図っていくことを基本とする。</li> <li>・港湾施設は、産業・物流拠点としての展望を踏まえつつ整備を進め、海とのふれあいを深めることのできる親水空間の形成に努める。</li> </ul> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 交通施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の社会・経済活動の広域化による交通需要の拡大や、県民生活の多様化に伴うレクリエーション需要の増加等に対応する交通体系の整備を進める。</li> <li>・高齢化の進行に伴う交通弱者への対応や市街地における交通渋滞の解消に努める。</li> </ul> <p>2) 下水道及び河川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道は、「香川県全域域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進する。</li> <li>・河川は、水害から県土を保全するため、計画的に河川改修などを推進し、流下能力の向上や護岸の強化などを図る。</li> </ul> <p>3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地において都市公園や緑地の整備を進めるとともに、ため池や河川などの水辺についても緑化を推進する。</li> <li>・緑地の系統別の配置方針を次のように設定する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境保全系統 都市の骨格を形成する緑地として、高瀬川などの河川を位置づける。</li> <li>(2) レクリエーション系統 日常的な活動の場となる住区基幹公園を適正に配置し、維持していく。</li> <li>(3) 防災系統 都市公園や都市緑地を避難場所に位置づけ、また、山地の樹林地を保全し自然災害の防止を図る。</li> <li>(4) 景観構成系統 市街地に面する山地は、景観のシンボルとして緑の景観</li> </ol>
---	---

機能が特に強いことから、積極的に保全する。

仁尾都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案の概要

§ 1 都市計画の目標

1. 都市づくりの基本理念

『緑と海に囲まれた、こころ安らぐぬくもりのまちづくり』

・「香川県新世紀基本構想」の理念に基づき、活力あふれる地域社会の創造を目指す。

・本四3架構時代を迎え、香川県の西の玄関口となる三豊圏域において、広域的なつながりを意識した快適で魅力のある都市の形成を図る。

・都市の将来像を実現するために、拠点的な役割を担う地区を位置づけ、地域ごとの市街地像を明確にして、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた都市の形成を誘導する。

2. 地域ごとの市街地像

・仁尾浜地区 土地区画整理事業が実施され、町内の公共公益施設が多く立地しており、今後とも行政・商業・医療機能等の集積を図る。

・金坂地区 土地区画整理事業が実施されており、スーパーを中心に変換拠点としての機能強化を図る。

・既存市街地 区域最大の人口集積地であるが、狭隘な道路が多いため、安全で快適な市街地形成に向けた土地利用の更新を促進する。

§ 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

・当区域においては、区域区分を行わない。

(理由)

・従来から当区域では区域区分が行われておらず、圏域人口は既に減少傾向を示しているほか土地利用に大きな影響を与える大規模プロジェクト等も予定されていないことから、新規の開発圧力は大きくないと予想され、区域区分の必要性は認められない。

§ 3 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

(1) 商業・業務地 業務機能は仁尾浜地区を中心に誘導し、また、金坂地区は交流拠点としての整備を進める。

(2) 工業地 工業機能は既成市街地から土地区画整理事業実施地区へ誘導を図る。

(3) 住宅地 既存市街地を主な住宅地として位置づけ、安全性・快適性の向上を図る。

2) 土地利用の方針

・自然環境と調和した住宅地景観の形成に向け、白地地域における容積率・建ぺい率の適正化により一定の形態制限を設ける。

・農業的な投資が行われた地区や農用地区域に指定されている農地については、将来にわたって維持・保全を図っていくことを基本とする。

・港湾施設は、産業・物流拠点としての展望を踏まえつつ整備を進め、海とのふれあいを深めることのできる親水空間の形成に努める。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設

・近年の社会・経済活動の広域化による交通需要の拡大や、県民生活の多様化に伴うレクリエーション需要の増加等に対応する交通体系の整備を進める。

・高齢化の進行に伴う交通弱者への対応や市街地における交通渋滞の解消に努める。

2) 下水道及び河川

・下水道は、「香川県全域域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進する。

・河川は、水害から県土を保全するため、計画的に河川改修などを推進し、流下能力の向上や護岸の強化などを図る。

3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

・市街地において都市公園や緑地の整備を進めるとともに、ため池や河川などの

<p>水辺についても緑化を推進する。</p> <p>・緑地の系統別の配置方針を次のように設定する。</p> <p>(1) 環境保全系統 都市の骨格を形成する緑地として、江尻川などの河川を位置づける。</p> <p>(2) レクリエーション系統 日常的な活動の場となる住区基幹公園を適正に配置し、維持していく。</p> <p>(3) 防災系統 都市公園や都市緑地を避難場所に位置づけ、また、山地の樹林地を保全し自然災害の防止を図る。</p> <p>(4) 景観構成系統 妙見山などは景観のシンボルとして緑の景観機能が特に強いことから、積極的に保全する。</p> <p>・妙見山風致地区、四国山風致地区、鷹島風致地区については引き続き保全を図る。</p> <p>豊浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案の概要</p> <p>§ 1 都市計画の目標</p> <p>1. 都市づくりの基本理念</p> <p>『伝統文化を支える活力にあふれた田園交流都市の形成』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「香川県新世紀基本構想」の理念に基づき、活力あふれる地域社会の創造を目指す。</li> <li>・本四3架橋時代を迎え、香川県の西の玄関口となる三豊圏域において、広域的なつながりを意識した快適で魅力のある都市の形成を図る。</li> <li>・都市の将来像を実現するために、拠点的な役割を担う地区を位置づけ、地域ごとの市街地像を明確にして、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた都市の形成を誘導する。</li> </ul> <p>2. 地域ごとの市街地像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・姫浜地区 国道が合流し、豊浜駅を中心に町のシンボルゾーンを形成しているほか、大型店舗の出店もあり、商業・業務の中心としての土地利用を進める。</li> <li>・和田浜地区 臨海部の土地利用は概ね整序されているが、国道11号より東側では住商工の混在が進んでいるため、安全で快適な市街地形成に向けた土地利用の更</li> </ul>	<p>新を促進する。</p> <p>§ 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針</p> <p>・当区域においては、区域区分を行わない。</p> <p>(理由)</p> <p>・従来から当区域では区域区分が行われておらず、圏域人口は既に減少傾向を示しているほか土地利用に大きな影響を与える大規模プロジェクト等も予定されていないことから、新規の開発圧力は大きくないと予想され、区域区分の必要性は認められない。</p> <p>§ 3 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 主要用途の配置の方針</p> <p>(1) 商業・業務地 業務機能は町役場周辺を中核としつつ、国道11号や国道377号においても沿道型商業施設等の立地の誘導を図る。</p> <p>(2) 工業地 臨海工業地区を工業地として位置づける。</p> <p>(3) 住宅地 和田浜地区の旧市街地は土地利用の更新にあわせ、利便性の高い住宅地の形成を目指す。</p> <p>2) 土地利用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境と調和した住宅地景観の形成に向け、白地地域における容積率・建ぺい率の適正化により一定の形態制限を設ける。</li> <li>・農業的な投資が行われた地区や農用地区域に指定されている農地については、将来にわたって維持・保全を図っていくことを基本とする。</li> <li>・港湾施設は、産業・物流拠点としての展望を踏まえつつ整備を進め、海とのふれあいを深めることのできる親水空間の形成に努める。</li> </ul> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 交通施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の社会・経済活動の広域化による交通需要の拡大や、県民生活の多様化に伴うレクリエーション需要の増加等に対応する交通体系の整備を進める。</li> </ul>
--	---

・高齢化の進行に伴う交通弱者への対応や市街地における交通渋滞の解消に努める。

2) 下水道及び河川

- ・下水道は、「香川県全域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進する。
- ・河川は、水害から県土を保全するため、計画的に河川改修などを推進し、流下能力の向上や護岸の強化などを図る。

3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・市街地において都市公園や緑地の整備を進めるとともに、ため池や河川などの水辺についても緑化を推進する。
- ・緑地の系統別の配置方針を次のように設定する。
  - (1) 環境保全系統 都市の骨格を形成する緑地として、白坂川などの河川を位置づける。
  - (2) シクリエーション系統 日常的な活動の場となる住区基幹公園を適正に配置し、維持していく。
  - (3) 防災系統 都市公園や都市緑地を避難場所に位置づけ、また、山地の樹林地を保全し自然災害の防止を図る。
  - (4) 景観構成系統 市街地内部の緑地や市街地に接する斜面緑地は、都市景観を構成する要素として保全に努める。

仁尾都市計画風致地区の変更案の概要

都市計画妙見山風致地区ほか1地区を次のように変更する。

名称	面積	備考
妙見山風致地区	約155ha	変更
四国山風致地区	約83ha	変更

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び仁尾町建設課において公述申出の期限まで閲覧に供する。

香川県公告第五百六十九号  
香川県都市計画公聴会規則（昭和四十五年香川県規則第二十一号）第二条の規定により次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。  
平成十五年九月二十四日

香川県知事 眞 藤 裕 昭

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成十五年十月三十一日（金曜日） 午後一時半から	土庄町甲五五九 二 土庄町役場

二 意見を聞くための居住区域の案の聴取

三 公衆の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年九月二十四日（水曜日）から同年十月八日（水曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の提出並びに住居及び年齢及び職業を公衆申出書（香川県土木部都市計画課、内海町建設農林水産課及び土庄町建設水産課に提出）に記載し、香川県土木部都市計画課へ提出する。

四 開催の中止

三に開かれた公衆の申出がないときは、一に開かれた公聴会の開催は中止となる。

取 組

内海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案の概要

§ 1 都市計画の目標

1. 都市づくりの基本理念  
『自然環境と地域文化を活かした個性的な広域交流拠点を目指す』  
・「香川県新世紀基本構想」の理念に基づき、活力あふれる地域社会の創造を目指す。  
・島嶼部における定住・交流人口の動態や産業振興、交通ネットワークの強化など



<p>の課題を踏まえ、今後とも物産・交流面の機能強化を図りながら快適で魅力のある都市の形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の将来像を実現するために、拠点的な役割を担う地区を位置づけ、地域ごとの市街地像を明確にして、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた都市の形成を誘導する。</li> </ul> <p>2. 地域ごとの市街地像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内海町役場周辺地区 町役場を中心に商業施設が集積し、住商工の混在はあるが、基本幹線も整備が進み、沿道での市街地密集もみられないことから、今後は草壁港との交通便利性の向上に努める。</li> <li>・草壁港湾地区 港湾の埋立事業により業務施設・住宅等の立地が進んでおり、今後も交通拠点機能と連携して利便性の高い地域拠点として整備を進める。</li> <li>・国道436号沿道・「醬の郷」の工業地区 食品加工業を中心比較的規模大な工場が集積しており、地場産業振興の拠点であるとともに、地域文化の発信など多面的な機能を有する地域拠点として整備を進める。</li> </ul> <p>§ 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当区域においては、区域区分を行わない。</li> </ul> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来から当区域では区域区分が行われておらず、圏域人口は既に減少傾向を示しているほか土地利用に大きな影響を与える大規模プロジェクト等も予定されていないことから、新規の開発圧力は大きくないと予想され、区域区分の必要性は認められない。</li> </ul> <p>§ 3 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 主要用途の配置の方針</p> <p>(1) 商業・業務地 業務機能は町役場周辺地区を主体に、また、観光・乗客施設は醬の郷やオリーブ公園周辺などへの誘導も検討する。</p> <p>(2) 工業地 国道436号と安田大川に囲まれた工場群と「醬の郷」を主体に今後実施立地を図る。</p>	<p>(3) 住宅地 その他のエリアを主に一般住宅地として位置づける。</p> <p>2) 土地利用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境と調和した住宅地景観の形成に向け、白地地域における容積率・建ぺい率の適正化により一定の形態制限を設ける。</li> <li>・農業的な投資が行われた地区や農用地区域に指定されている農地については、将来にわたって維持・保全を図っていくことを基本とする。</li> <li>・港湾施設は、産業・物流拠点としての展望を踏まえつつ整備を進め、海とのふれあいを深めることのできる親水空間の形成に努める。</li> </ul> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 交通施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の社会・経済活動の広域化による交通需要の拡大や、県民生活の多様化に伴うレクリエーション需要の増加等に対応する交通体系の整備を進める。</li> <li>・高齢化の進行に伴う交通弱者への対応や市街地における交通渋滞の解消に努める。</li> </ul> <p>2) 下水道及び河川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道は、「香川県全域域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進する。</li> <li>・河川は、水害から県土を保全するため、計画的に河川改修などを推進し、流下能力の向上や護岸の強化などを図る。</li> </ul> <p>3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地において都市公園や緑地の整備を進めるとともに、ため池や河川などの水辺についても緑化を推進する。</li> <li>・緑地の系統別の配置方針を次のように設定する。</li> </ul> <p>(1) 環境保全系統 都市の骨格を形成する緑地として、安田大川などの河川を位置づける。</p> <p>(2) レクリエーション系統 日常的な活動の場となる住区基幹公園を適正に配置し、維持していく。</p>
--	--

<p>(3) 防災系統 都市公園や都市緑地を避難場所に位置づけ、また、山地の樹林地を保全し自然災害の防止を図る。</p> <p>(4) 景観構成系統 市街地に面する山地は、景観のシンボルとして緑の景観機能が特に強いことから、積極的に保全する。</p> <p>土庄都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案の概要</p> <p>§ 1 都市計画の目標</p> <p>1. 都市づくりの基本理念</p> <p>『豊かな自然に包まれ、ゆとりと活力にあふれた成熟都市』</p> <p>・「香川県新世紀基本構想」の理念に基づき、活力あふれる地域社会の創造を目指す。</p> <p>・島嶼部における定住・交流人口の動態や産業振興、交通ネットワークの強化などの課題を踏まえ、今後とも物産・交流面の機能強化を図りながら快適で魅力のある都市の形成を図る。</p> <p>・都市の将来像を実現するために、拠点的な役割を担う地区を位置づけ、地域ごとの市街地像を明確にして、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた都市の形成を誘導する。</p> <p>2. 地域ごとの市街地像</p> <p>・西光寺から土庄小学校に至るメインストリート 商業・業務施設が集中する区域のシンボルゾーンとして位置づける。今後は、狭隘な道路を改善するなど安全で快適な市街地形成に向けた土地利用の更新を促進する。</p> <p>・土庄港周辺地区 小豆島の玄関口として発展してきた地区であり、今後交通拠点機能を有する利便性の高い商業・業務拠点としての土地利用を進める。</p> <p>・土庄東港周辺地区 産業港としての性格が強いことから、主に流通拠点としての活性化に向けた土地利用の整備を進める。</p> <p>§ 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針</p> <p>・当区域においては、区域区分を行わない。</p> <p>(理由)</p> <p>・従来から当区域では区域区分が行われておらず、圏域人口は既に減少傾向を示し</p>	<p>ているほか土地利用に大きな影響を与える大規模プロジェクト等も予定されていないことから、新規の開発圧力は大きくないと予想され、区域区分の必要性は認められない。</p> <p>§ 3 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 主要用途の配置の方針</p> <p>(1) 商業・業務地 業務機能は町役場周辺地区を主体に、また、商業機能は同じく町役場周辺としながら、今後は観光スポット周辺への誘致も検討する。</p> <p>(2) 工業地 旧東洋紡敷地については、今後の動向を見ながら活用方針の検討を進める。</p> <p>(3) 住宅地 その他のエリアを主に一般住宅地として位置づける。</p> <p>2) 土地利用の方針</p> <p>・自然環境と調和した住宅地景観の形成に向け、白地地域における容積率・建ぺい率の適正化により一定の形態制限を設ける。</p> <p>・農業的な投資が行われた地区や農用地区域に指定されている農地については、将来にわたって維持・保全を図っていくことを基本とする。</p> <p>・港湾施設は、産業・物流拠点としての展望を踏まえつつ整備を進め、海とのふれあいを深めることのできる親水空間の形成に努める。</p> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 交通施設</p> <p>・近年の社会・経済活動の広域化による交通需要の拡大や、県民生活の多様化に伴うレクリエーション需要の増加等に対応する交通体系の整備を進める。</p> <p>・高齢化の進行に伴う交通弱者への対応や市街地における交通渋滞の解消に努める。</p> <p>2) 下水道及び河川</p> <p>・下水道は、「香川県全域域生活排水処理構想」に基づき、集落排水施設や</p>
---	--

合併処理浄化槽とも役割分担を図りつつ整備を推進する。

・河川は、水害から県土を保全するため、計画的に河川改修などを推進し、流下能力の向上や護岸の強化などを図る。

### 3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

・市街地において都市公園や緑地の整備を進めるとともに、ため池や河川などの水辺についても緑化を推進する。

・緑地の系統別の配置方針を次のように設定する。

- (1) 環境保全系統 都市の骨格を形成する緑地として、伝法川などの河川を位置づける。
- (2) レクリエーション系統 日常的な活動の場となる住区基幹公園を適正に配置し、維持していく。
- (3) 防災系統 都市公園や都市緑地を避難場所に位置づけ、また、山地の樹林地を保全し自然災害の防止を図る。
- (4) 景観構成系統 市街地に面する山地は、景観のシンボルとして緑の景観機能が特に強いことから、積極的に保全する。

平成十五年九月二十四日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています